

東京からようこそ、おかえり。



高砂市移住支援金

東京圏から高砂市に移住した方に移住支援金を支給します

※東京圏…東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県からの移住が対象

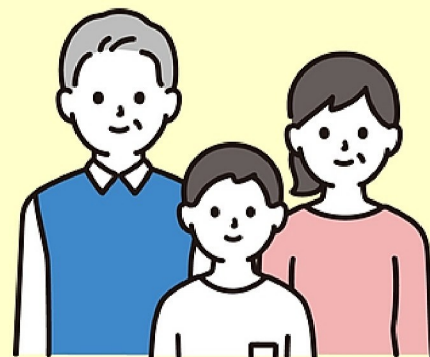
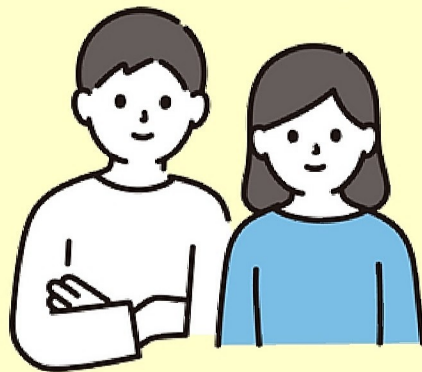


単身世帯の方

60万円

2人以上の世帯の方

100万円



さらに！

18歳以下のこども1人につき

100万円
加算

要件は裏面を
チェック！

【問い合わせ先】

高砂市役所 政策部
広報観光課

☎079-441-9904

[住所] 兵庫県高砂市荒井町千鳥1-1-1
[mail] tact1438@city.takasago.lg.jp

高砂市HP



移住支援金の要件をチェックしよう！

フ ロー チャート

1 移住支援金の申請時点で
高砂市へ転入後1年以内である

YES

2 高砂市に転入する直前の
10年間のうち、通算5年以上、東
京23区内に在住、または東京圏
(条件不利地域除く)に在住し、
雇用保険の被保険者、個人事業主
又は法人経営者として東京23区内
へ通勤していた

※東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等に
通学し、東京23区の企業に就職した方は、
通学期間も対象期間とすることができる

※東京圏とは、東京都、埼玉県、千葉県、
神奈川県

3 高砂市に転入する直前の連続して1
年以上、東京23区内に在住、または
東京圏(条件不利地域除く)に在住
し、雇用保険の被保険者、個人事業
主又は法人経営者として東京23区内
へ通勤していた

YES

YES

4 ①～④のいずれかに該当する

1 兵庫県「ひょうごで働こう！マッ
チングサイト」に掲載され、「移
住支援金対象」と表示のある求人
へ就職した

2 プロフェッショナル人材事業等を
活用して、兵庫県内の勤務地に新
規雇用された

3 所属先企業等からの命令ではな
く、自己の意思により移住した場
合であって、高砂市を生活の本拠
地とし、移住元での業務を引き続
き行うテレワーカーである

4 1年以内に兵庫県が実施する「企業
家支援事業(社会的事業枠)」の
交付決定を受けている。

NO

5-1 関係人口の要件に該当する

【要件】①②すべてに該当

①転入時の年齢が40歳未満の者

②次のいずれかに該当する

- 転入日より前に、本人、配偶者、
3親等以内の親族のいずれかが高
砂市に通算1年以上住民登録して
いた
- 高砂市に所在する学校に在学して
いた

YES

5-2 【就業の要件】いずれかに該当

①兵庫県内の事業所に新たに無期雇用
の正社員で就職した

②兵庫県内で個人事業を開業又は法人
の設立・移転を行った

YES

6 移住支援金の申請日から5年以上、継
続して高砂市に居住する意思がある

6 までたどりついた方は、
移住支援金を受給できるかも！

「兵庫で働こう！マッ
チングサイト」はこちらから



※このフローチャートは概要版です。詳しい要件等につ
いては、表面の問い合わせ先までご相談ください。